

令和7年

第18回教育委員会会議

報告第12号

秋田県教育委員会

報告第12号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

令和7年11月25日

秋田県教育委員会教育長 安田浩幸

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

報告第 1 2 号参考資料

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則(昭和31年秋田県教育委員会規則第10号)第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

令和7年11月17日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

令和7年11月10日付け財-336により、次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 令和7年度秋田県一般会計補正予算(第5号)(教育委員会に関する事項)
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例案
- 4 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 工事請負変更契約の締結について

教総————— 1 9 5 5

令和 7 年 1 1 月 1 7 日

秋田県知事 鈴木 健 太 様

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸

(公印省略)

意見の聴取について (回答)

令和 7 年 1 1 月 1 0 日付け財- 3 3 6 で照会のあったことについては、原案のとおり同意します。

担 当

教育庁総務課

企画チーム 山崎

内線 5 1 1 2

令和7年11月10日

秋田県教育委員会

教育長 安田 浩 幸 様

秋田県知事 鈴木 健 太

(公 印 省 略)

意見の聴取について (照会)

令和7年秋田県議会第2回定例会(12月議会)に次の議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を聴取します。ついては、11月17日(月)までに回答してください。

- 1 令和7年度秋田県一般会計補正予算(第5号)(教育委員会に関する事項)
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例案
- 4 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 工事請負変更契約の締結について

担 当 : 総務部財政課

財政企画チーム 田口

電 話 : 018-860-1100



番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		備 考
				特 定	内 一 般	
10	教育費		592	1	591	
1	教育総務費		592	1	591	
2	事務局費		149		149	
		事務局管理費	149		149	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
6	総合教育センター費		443	1	442	
		総合教育センター費	443	1	442	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
	合計		592	1	591	

令和7年度補正予算内容説明書

教育庁総務課施設整備室
(単位：千円)

一般会計

款 10	番 項 目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		備 考
					特 定	内 一 般 記	
		教育費		212	1	211	
	1	教育総務費		212	1	211	
	2	事務局費		212	1	211	
		事務局管理費	01 事務局管理費	212	1	211	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
		合計		212	1	211	

令和7年度補正予算内容説明書

教職員給与課
(単位：千円)

一般会計

番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		備 考
				特 定	一 般	
10	教育費		2,125,408	国 諸 計 375,875 5 375,880	1,749,528	
1	教育総務費		22,779	諸	22,774	
2	事務局費		21,620		21,620	
		給与費	21,620		21,620	人件費の実績見込みによる補正 1. 給料 2. 職員手当等 3. 共済費 15,000 4,000 2,620
3	教職員人事費		1,159	諸	1,154	
		教職員人事管理費	1,159	諸	1,154	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
2	小学校費		704,696	国	505,177	
1	教職員費		704,696	国	505,177	
		給与費	841,701	国	642,182	人件費の実績見込みによる補正 1. 給料 2. 職員手当等 3. 共済費 660,392 53,506 127,803
		少人数学習推進事業	△137,005		△137,005	人件費の実績見込みによる補正 1. 給料 2. 職員手当等 3. 共済費 △82,392 △36,110 △18,503

番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		備 考
				特 定	一 般	
3	中学校費		526,304	国 149,165	377,139	
1	教職員費		526,304	国 149,165	377,139	
		給与費	590,626	国 149,165	441,461	人件費の実績見込みによる補正 1. 給料 417,401 2. 職員手当等 83,989 3. 共済費 89,236
		02 少人数学習推進事業	△64,322		△64,322	人件費の実績見込みによる補正 1. 給料 △38,301 2. 職員手当等 △17,785 3. 共済費 △8,236
4	高等学校費		652,899		652,899	
1	高等学校総務費		652,899		652,899	
		給与費	652,899		652,899	人件費の実績見込みによる補正 1. 給料 417,000 2. 職員手当等 153,619 3. 共済費 82,280
5	特別支援学校費		139,950	国 27,191	112,759	
1	特別支援学校総務費		139,950	国 27,191	112,759	
		給与費	139,950	国 27,191	112,759	人件費の実績見込みによる補正 1. 給料 103,000 2. 職員手当等 36,950

番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		備 考
				特 定	一 般	
6	社会教育費		77,780		77,780	
1	社会教育総務費		77,780		77,780	
		01 給与費	77,780		77,780	人件費の実績見込みによる補正 1. 給料 45,240 2. 職員手当等 23,140 3. 共済費 9,400
7	保健体育費		1,000		1,000	
1	保健体育総務費		1,000		1,000	
		01 給与費	1,000		1,000	人件費の実績見込みによる補正 1. 給料 900 2. 職員手当等 100
	合計		2,125,408	国 諸 計	1,749,528	
				375,875 5	375,880	

令和7年度補正予算内容説明書

幼保推進課
(単位：千円)

一般会計

款	番 項 目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		備 考
					特 定	内 一 般 記	
10		教育費		1,378		1,378	
	1	教育総務費		1,378		1,378	
	4	教育指導費		1,378		1,378	
			01 わか杉っ子！育ちと学び支援事業	114		114	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
			01 幼保指導推進費	1,264		1,264	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
		合計		1,378		1,378	

令和7年度補正予算内容説明書

義務教育課
(単位：千円)

一般会計

番号	科目名	事業名	予算額	財源		備考
				特定	一般	
10	教育費		4,561		4,561	
1	教育総務費		4,561		4,561	
2	事務局費		1,096		1,096	
		教育事務所運営費	1,096		1,096	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
3	教職員人事費		189		189	
		教職員人事管理費	189		189	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
4	教育指導費		3,276		3,276	
		学校指導費	217		217	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
		01 学校指導費	217		217	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
		02 生徒指導総合支援事業	1,103		1,103	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
		03 学校支援スタッフ配置事業	1,956		1,956	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
	合計		4,561		4,561	

令和7年度補正予算内容説明書

高校教育課
(単位：千円)

一般会計

番号	科目名	事業	業名	予算額	財源		備考
					特定	内 一 般	
10	教育費			43,680		43,680	
1	教育総務費			205		205	
3	教職員人事費			205		205	
		人事管理費	01 教職員人事事務費	205		205	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
4	高等学校費			43,475		43,475	
1	高等学校総務費			25,321		25,321	
		非常勤職員配置事業	01 非常勤職員配置事業	25,050		25,050	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
		学校総務費	01 教員初任者研修事業	271		271	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
2	高等学校管理費			18,154		18,154	
		学校運営費	01 高等学校運営費	14,759		14,759	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等

番号 款項目	科目名	事	業名	予算額	財源		内訳	備考
					特定	一般		
			02 少人数学習推進事業 (高等学校)	209			209	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
			03 秋田を支える人づくり教育推進事業	2,105			2,105	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
			04 高校生学校生活支援事業	1,081			1,081	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
	合計			43,680			43,680	

令和7年度補正予算内容説明書

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室
(単位：千円)

一般会計

番号	科目名	事業	業名	予算額	財源		備考
					特定	内 一 般 記	
10	教育費			211	1	210	
1	教育総務費			211	1	210	
3	教職員人事費			211	1	210	
		人事管理費	01 教職員人事事務費	211	1	210	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
	合計			211	1	210	

令和7年度補正予算内容説明書

特別支援教育課
(単位：千円)

一般会計

番号	科目名	事業	業名	予算額	財源		備考
					特定	内 一 般 記	
10	教育費			22,775		22,775	
1	教育総務費			881		881	
4	教育指導費			881		881	
		特別支援学校等管理指導費	01 特別支援学校等管理指導費	187		187	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
		教育振興費	01 特別支援学校生の職域拡大・職場定着促進事業	694		694	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
5	特別支援学校費			21,894		21,894	
1	特別支援学校総務費			8,990		8,990	
		非常勤講師等配置事業費	01 非常勤講師等配置事業	8,990		8,990	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
2	特別支援学校管理費			12,904		12,904	
		特別支援学校運営費	01 特別支援学校運営費	12,369		12,369	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等

番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		備 考
				特 定	内 一 般	
		02 特別支援学校教員の専門性向上サポ ート事業	535		535	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
	合計		22,775		22,775	

令和7年度補正予算内容説明書

生涯学習課
(単位：千円)

一般会計

番号	科目名	事業名	業名	予算額	財源		備考
					特定	一般	
10	教育費			12,223	入	3,850	8,373
6	社会教育費			12,223	入	3,850	8,373
1	社会教育総務費			310			310
		指導体制充実費	01 総務管理費	310			310 人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
4	芸術文化振興費			8,808	入	3,850	4,958
		芸術文化振興事業費	01 近代美術館管理運営費	1,142			1,142 人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
			02 博物館管理運営費	2,760			2,760 人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
			03 農業科学館管理運営費	1,056			1,056 人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
			04 美術品取得事業	3,850	入	3,850	美術品購入に要する経費
8	生涯学習振興費			3,105			3,105

番号	科目名	事業	業名	予算額	財源内訳		備考
					特定	一般	
		生涯学習振興事業費	01 生涯学習センター管理運営費	321		321	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
			02 図書館管理運営費	1,694		1,694	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
			03 少年自然の家管理運営費	816		816	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
			04 ニュースローマールに対応した体験活動 構築事業	274		274	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
	合計			12,223	入 3,850	8,373	

令和7年度補正予算内容説明書

生涯学習課文化財保護室
(単位：千円)

一般会計

款	番 目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		備 考
					特 定	内 一 般 記	
10		教育費		1,516	国 諸 計	362 407 769	747
	6	社会教育費		1,516	国 諸 計	362 407 769	747
	3	文化財保護費		1,516	国 諸 計	362 407 769	747
			文化財保護・活用事業 費	176			176
			01 文化財保護指導費				人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
			埋蔵文化財発掘調査及 び分布調査費	1,079	国 諸 計	362 407 769	310
			01 埋蔵文化財分布発掘調査事業				人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
			埋蔵文化財センター管 理運営費	261			261
			01 埋蔵文化財センター管理運営費				人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
		合計		1,516	国 諸 計	362 407 769	747

令和7年度補正予算内容説明書

保健体育課
(単位：千円)

一般会計

款	番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		備 考
					特 定	内 一 般 記	
10		教育費		194	1	193	
	7	保健体育費		194	1	193	
	1	保健体育総務費		194	1	193	
			保健体育指導・運営費 01 保健体育指導・運営費	194	1	193	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
		合計		194	1	193	

令和7年度補正予算内容説明書

福利課
(単位：千円)

一般会計

番号 款目	科目名	事業名	予算額	財源内訳		備考
				特定	一般	
10	教育費		191		191	
1	教育総務費		191		191	
2	事務局費		191		191	
		福利厚生費 01 福利厚生事業費	191		191	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
	合計		191		191	

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加 分

事 項	期 間	限 度	額
栗田支援学校整備事業（仮設校舎賃貸借分） （令和7年度分）	令和8年度から令和10年度まで	栗田支援学校整備事業費	506,000千円
全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業 （令和7年度分）	令和8年度	全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業費	138,025千円
あきたMuseum機能強化事業 （令和7年度分）	令和8年度	あきたMuseum機能強化事業費	40,654千円

議案第 号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第二号中「五万四千四百円」を「五万四千八百円」に、「自動車等の種類及び使用距離等の事情を考慮して」を「自動車等の使用距離の区分に応じて」に改める。

第十七条の三第二項中「以下」の下に「この条において」を、「へき地教育振興法施行規則」の下に「（昭和三十四年文部省令第二十一号）」を加え、同条第二項中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の適用職員であつた者その他教育委員会規則で定める者から引き続き」を「新たに給料表の適用を受ける」に改め、「（任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第十九条中「一般職の職員の給与に関する条例」の下に「（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）」を加える。

第二十一条第二項中「四千四百円（教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、六千円）」を「四千七百円」に改め、同項ただし書中「六千六百円（教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、九千五百円）」を「七千五百円」に改める。

第二十二条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に改める。

第二十三条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に改める。

第三十二条中「次に掲げる事務」を「扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、へき地手当に準ずる手当及び寒冷地手当の支給等に係る事務のうち教育委員会規則に基づく事務であつて別に教育委員会規則で定めるもの」に改め、同条各号を削る。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

教 育 職 給 料 表

1 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	214,592	235,860	364,777	451,662
	2	217,011	238,279	366,289	452,972
	3	219,329	240,698	367,800	454,182
	4	221,648	243,218	369,212	455,492
	5	223,865	245,637	370,623	456,601
	6	226,183	248,056	371,933	457,710
	7	228,401	250,475	373,243	458,919
	8	230,618	252,995	374,655	460,129
	9	232,836	255,414	376,066	461,439
	10	235,053	257,027	377,376	462,649
	11	237,271	258,639	378,686	463,757
	12	239,488	260,252	379,896	464,866
	13	241,706	261,865	381,105	466,076
	14	243,823	263,276	382,416	466,882
	15	245,939	264,687	383,625	467,688
	16	248,056	266,098	384,835	468,595
	17	250,173	267,509	385,843	469,503
	18	251,987	268,719	387,052	469,906
	19	253,701	269,929	388,262	470,410
	20	255,414	271,138	389,371	470,914
	21	257,128	272,448	390,379	471,418
	22	258,438	273,557	391,588	
	23	259,748	274,666	392,798	
	24	260,958	275,875	393,906	
	25	262,167	277,186	394,914	
	26	263,276	278,899	396,124	
	27	264,385	280,613	397,233	
	28	265,494	282,326	398,341	
	29	266,703	284,040	399,450	
	30	267,812	286,056	400,660	
	31	268,921	288,273	401,869	
	32	269,929	290,491	402,978	
	33	271,037	292,708	403,986	
	34	272,045	294,926	405,095	
	35	273,053	297,143	406,304	
	36	274,162	299,260	407,514	

	37	275,371	301,276	408,723
	38	276,279	303,191	410,034
	39	277,287	305,106	411,142
	40	278,395	306,920	412,352
	41	279,605	308,735	413,461
	42	280,714	310,650	414,771
	43	281,822	312,464	415,779
	44	282,931	314,178	416,888
	45	283,838	315,891	418,097
	46	284,645	317,705	419,307
	47	285,451	319,419	420,516
	48	286,257	321,032	421,726
	49	286,862	322,644	422,835
	50	287,668	324,358	423,842
	51	288,374	326,172	425,153
	52	289,080	327,886	426,362
	53	289,886	329,196	427,572
	54	290,692	331,111	428,681
	55	291,297	332,925	429,789
	56	292,003	334,639	430,898
	57	292,708	336,252	431,906
	58	293,515	338,167	433,116
	59	294,321	339,880	434,325
	60	294,926	341,594	435,535
	61	295,530	343,307	436,139
	62	296,236	345,021	436,946
	63	296,942	346,734	437,651
	64	297,446	348,448	438,155
	65	298,151	350,161	438,458
	66	298,857	351,472	438,760
	67	299,461	352,782	439,163
	68	300,066	354,092	439,566
	69	300,772	355,604	439,869
	70	301,477	357,116	440,272
	71	302,082	358,628	440,574
	72	302,788	360,140	440,877
	73	303,292	361,450	441,179
	74	303,896	362,962	441,482
定年前	75	304,602	364,474	441,784
再任用	76	305,106	365,885	442,086
短時間	77	305,711	367,296	442,288
勤務職	78	306,316	368,808	442,590
員以外	79	306,920	370,320	442,893
の職員	80	307,525	371,832	443,094

81	308,029	373,143	443,296
82	308,533	374,453	
83	309,138	375,763	
84	309,743	376,973	
85	310,146	378,182	
86	310,549	379,392	
87	311,053	380,501	
88	311,557	381,609	
89	311,960	382,617	
90	312,464	383,726	
91	312,867	384,835	
92	313,371	385,944	
93	313,674	387,052	
94	314,178	388,161	
95	314,681	389,169	
96	315,085	390,278	
97	315,387	391,286	
98	315,790	392,294	
99	316,193	393,201	
100	316,597	394,108	
101	317,000	394,914	
102	317,302	395,922	
103	317,605	396,729	
104	317,907	397,636	
105	318,109	398,442	
106	318,411	399,349	
107	318,713	400,256	
108	318,915	401,164	
109	319,116	401,970	
110	319,318	402,978	
111	319,620	403,885	
112	319,923	404,792	
113	320,124	405,397	
114	320,326	406,304	
115	320,528	407,211	
116	320,830	408,118	
117	321,132	408,925	
118	321,334	409,630	
119	321,636	410,437	
120	321,939	411,243	
121	322,140	411,848	
122	322,342	412,553	
123	322,544	413,259	
124	322,846	413,864	

125	323,148	414,469		
126		415,174		
127		415,678		
128		416,283		
129		416,888		
130		417,492		
131		417,996		
132		418,500		
133		418,803		
134		419,105		
135		419,307		
136		419,609		
137		419,911		
138		420,214		
139		420,516		
140		420,819		
141		421,121		
142		421,423		
143		421,726		
144		422,028		
145		422,230		
146		422,532		
147		422,835		
148		423,036		
149		423,238		
150		423,540		
151		423,842		
152		424,044		
153		424,246		
154		424,548		
155		424,850		
156		425,052		
157		425,254		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 240,295	円 288,072	円 344,315	円 428,983

備考1 この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（教育職給料表(2)の適用を受ける職員を除く。）に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

2 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	214,592	261,865	392,495	468,394
	2	217,011	263,276	394,007	470,208
	3	219,329	264,687	395,418	472,022
	4	221,648	266,098	396,829	473,837
	5	223,865	267,509	398,241	475,550
	6	226,183	268,920	399,652	477,264
	7	228,401	269,929	401,164	479,179
	8	230,618	271,138	402,575	480,993
	9	232,836	272,448	403,885	482,707
	10	235,053	273,557	405,296	484,319
	11	237,271	274,666	406,808	485,932
	12	239,488	275,875	408,320	487,444
	13	241,706	277,186	409,630	488,956
	14	243,823	278,899	411,142	490,266
	15	245,939	280,613	412,654	491,678
	16	248,056	282,326	414,166	492,988
	17	250,173	284,040	415,577	494,197
	18	251,987	286,056	417,190	494,802
	19	253,701	288,273	418,803	495,407
	20	255,414	290,491	420,315	496,112
	21	257,128	292,708	421,524	496,717
	22	258,438	294,926	422,935	
	23	259,748	297,143	424,346	
	24	260,958	299,260	425,657	
	25	262,167	301,276	427,270	
	26	263,377	303,191	428,681	
	27	264,586	305,106	429,991	
	28	265,796	306,920	431,402	
	29	266,905	308,735	432,813	
	30	267,913	310,650	434,124	
	31	269,021	312,464	435,635	
	32	270,029	314,178	437,147	
	33	271,138	315,891	438,760	
	34	272,247	317,705	440,171	
	35	273,456	319,419	441,784	
	36	274,767	321,032	443,296	
	37	275,976	322,644	445,009	
	38	277,085	324,358	446,521	
	39	278,294	326,172	448,134	
	40	279,403	327,886	449,747	

	41	280,714	329,196	451,259
	42	281,722	331,111	452,771
	43	282,729	332,925	453,980
	44	283,637	334,639	455,190
	45	284,241	336,252	456,399
	46	285,048	338,167	457,710
	47	285,854	339,880	458,919
	48	286,660	341,594	460,129
	49	287,366	343,307	461,237
	50	288,172	345,021	462,447
	51	288,878	346,734	463,657
	52	289,684	348,448	464,866
	53	290,491	350,161	466,076
	54	291,297	351,472	467,285
	55	292,003	352,782	468,495
	56	292,809	354,092	469,704
	57	293,515	355,604	470,813
	58	294,119	357,217	471,418
	59	294,926	358,729	471,922
	60	295,732	360,342	472,426
	61	296,438	361,753	472,930
	62	297,042	363,365	
	63	297,849	364,978	
	64	298,453	366,389	
	65	299,461	367,901	
	66	300,268	369,514	
	67	300,973	371,127	
	68	301,679	372,639	
	69	302,284	374,151	
	70	302,989	375,763	
	71	303,695	377,275	
	72	304,400	378,787	
	73	305,106	380,299	
	74	305,812	381,912	
定年前	75	306,517	383,524	
再任用	76	307,021	385,036	
短時間	77	307,626	386,448	
勤務職	78	308,231	387,859	
員以外	79	308,936	389,270	
の職員	80	309,541	390,580	
	81	310,045	391,890	
	82	310,650	393,302	
	83	311,355	394,612	
	84	312,061	395,922	
	85	312,666	397,031	
	86	313,472	398,442	
	87	314,178	399,752	
	88	314,782	401,063	

89	315, 488	402, 272
90	316, 294	403, 583
91	317, 101	404, 691
92	317, 907	405, 901
93	318, 411	407, 111
94	319, 217	408, 219
95	320, 024	409, 429
96	320, 830	410, 638
97	321, 435	412, 049
98	322, 140	413, 057
99	322, 947	414, 065
100	323, 652	415, 073
101	324, 459	415, 980
102	325, 265	416, 988
103	326, 172	418, 097
104	326, 978	419, 206
105	327, 583	419, 911
106	328, 390	420, 819
107	329, 196	421, 726
108	330, 002	422, 633
109	330, 708	423, 439
110	331, 111	424, 246
111	331, 413	425, 052
112	331, 917	425, 858
113	332, 421	426, 463
114	332, 825	427, 169
115	333, 228	427, 871
116	333, 631	428, 580
117	334, 135	429, 185
118	334, 639	429, 689
119	335, 042	429, 991
120	335, 546	430, 293
121	336, 050	430, 596
122	336, 453	430, 898
123	336, 856	431, 201
124	337, 360	431, 402
125	337, 864	431, 604
126	338, 167	431, 906
127	338, 469	432, 208
128	338, 771	432, 410
129	338, 973	432, 612
130	339, 275	432, 914
131	339, 578	433, 216
132	339, 779	433, 418
133	339, 981	433, 620
134	340, 183	433, 922
135	340, 384	434, 224
136	340, 687	434, 426

137	340,989	434,628		
138	341,191	434,930		
139	341,493	435,232		
140	341,795	435,434		
141	341,997	435,635		
142	342,199	435,938		
143	342,501	436,240		
144	342,703	436,442		
145	343,005	436,643		
146	343,206			
147	343,509			
148	343,811			
149	344,013			
150	344,214			
151	344,517			
152	344,819			
153	345,021			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 249,165	円 291,196	円 350,968	円 439,466

備考1 この表は、市町村立の中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で、当該中学校における教育と一貫して教育を施す高等学校の教科を担当するもの（教育委員会規則で定める職員に限る。）に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	197,356	243,923	278,496	312,262	335,244	369,716
	2	198,465	245,234	279,504	313,774	337,058	371,429
	3	199,674	246,645	280,512	315,185	338,872	373,042
	4	200,783	248,056	281,520	316,597	340,586	374,655
	5	201,892	249,467	282,528	318,008	342,299	376,267
	6	203,605	250,878	283,536	319,116	344,013	378,082
	7	205,218	252,289	284,443	320,124	345,726	379,593
	8	206,831	253,701	285,451	321,334	347,339	381,206
	9	208,343	255,112	286,459	322,544	348,952	382,517
	10	210,056	256,321	287,467	324,156	350,665	384,129
	11	211,669	257,632	288,475	325,769	352,379	385,742
	12	213,282	258,942	289,483	327,382	353,992	387,254
	13	214,794	260,151	290,491	328,793	355,503	389,169
	14	216,507	261,361	291,801	330,406	357,116	391,084
	15	218,221	262,570	293,111	332,018	358,729	392,999
	16	219,934	263,780	294,321	333,631	360,241	394,814
	17	221,144	264,889	295,530	335,042	361,652	396,325
	18	222,756	265,998	296,841	336,756	363,365	398,140
	19	224,369	267,106	298,050	338,368	364,978	399,853
	20	225,881	268,215	299,260	339,981	366,591	401,466
	21	227,393	269,122	300,268	341,392	367,700	403,180
	22	229,006	270,130	301,477	343,106	369,212	404,591
	23	230,618	271,138	302,687	344,819	370,724	406,002
	24	232,231	272,146	303,997	346,432	372,235	407,413
	25	233,844	273,154	305,308	347,641	373,949	408,824
	26	235,557	274,061	306,316	349,557	375,763	410,034
	27	236,868	274,867	307,323	351,270	377,376	411,243
	28	238,178	275,775	308,331	352,883	379,089	412,251
	29	239,488	276,581	309,440	354,395	380,501	413,360
	30	240,597	277,387	310,650	356,007	381,811	414,569
	31	241,706	278,194	311,758	357,620	383,021	415,678
	32	242,815	278,899	312,968	359,233	384,432	416,787
	33	243,923	279,605	314,077	360,946	385,540	417,492
	34	244,831	280,411	315,387	362,761	386,448	418,198
	35	245,738	281,218	316,697	364,575	387,455	418,803
	36	246,746	281,822	318,008	366,389	388,463	419,508
	37	247,754	282,528	319,217	367,901	389,270	420,113
	38	248,661	283,334	320,528	369,312	390,177	420,718
	39	249,568	284,040	321,838	370,724	391,084	421,222
	40	250,374	284,745	323,148	372,135	391,890	421,625

	41	251,181	285,451	324,459	373,647	392,697	422,028
	42	251,886	286,157	325,668	374,453	393,503	422,230
	43	252,491	286,862	326,978	375,360	394,310	422,532
	44	253,096	287,568	328,087	376,368	395,015	422,835
	45	253,801	288,273	328,994	377,275	395,721	423,137
	46	254,406	288,878	330,305	378,384	396,426	423,439
	47	255,011	289,584	331,615	379,291	397,132	423,742
	48	255,616	290,188	332,925	380,299	397,837	424,044
	49	256,120	290,894	334,034	381,206	398,341	424,246
	50	256,724	291,499	335,344	381,912	398,946	424,548
	51	257,329	292,204	336,554	382,617	399,551	424,750
	52	257,833	292,910	337,764	383,222	400,256	425,052
	53	258,236	293,414	339,074	383,625	400,660	425,254
	54	258,639	294,019	340,082	384,230	401,264	425,556
	55	258,942	294,623	341,191	384,835	401,869	425,858
	56	259,244	295,329	342,299	385,540	402,373	426,161
	57	259,547	295,934	343,005	385,843	402,776	426,362
	58	259,849	296,538	343,912	386,548	403,381	426,665
	59	260,151	297,143	344,618	387,254	403,986	426,967
	60	260,454	297,849	345,424	387,859	404,490	427,169
定年前	61	260,756	298,453	346,230	388,161	404,893	427,370
再任用	62	261,059	299,058	346,634	388,665	405,397	427,673
短時間	63	261,361	299,562	347,137	389,270	405,901	427,975
勤務職	64	261,663	300,066	347,843	389,875	406,506	428,177
員以外	65	261,966	300,570	348,649	390,177	406,808	428,378
の職員	66	262,268	301,175	349,355	390,782	407,211	428,681
	67	262,570	301,679	350,061	391,487	407,514	428,983
	68	262,873	302,284	350,665	392,092	407,917	429,185
	69	263,175	302,687	351,169	392,495	408,219	429,386
	70	263,478	303,191	351,774	392,999	408,522	429,689
	71	263,780	303,695	352,278	393,604	408,824	429,991
	72	264,082	304,300	352,883	394,108	409,026	430,193
	73	264,385	304,804	353,185	394,612	409,227	430,394
	74	264,687	305,207	353,689	395,217	409,530	
	75	264,990	305,509	353,992	395,620	409,832	
	76	265,292	305,812	354,395	395,922	410,034	
	77	265,594	306,013	354,798	396,325	410,235	
	78	265,897	306,316	355,302	396,829	410,538	
	79	266,199	306,517	355,806	397,233	410,840	
	80	266,501	306,819	356,310	397,636	411,042	
	81	266,804	307,021	356,612	398,039	411,243	
	82	267,106	307,223	357,015	398,543	411,545	
	83	267,409	307,525	357,419	398,946	411,848	
	84	267,711	307,727	357,822	399,349	412,049	

85	268,013	308,029	358,124	399,652	412,251	
86	268,316	308,231	358,527			
87	268,618	308,533	358,930			
88	268,921	308,835	359,334			
89	269,223	309,138	359,535			
90	269,525	309,440	359,938			
91	269,828	309,743	360,342			
92	270,130	310,045	360,745			
93	270,432	310,247	360,946			
94		310,448	361,249			
95		310,750	361,652			
96		311,154	361,954			
97		311,355	362,257			
98		311,658	362,660			
99		311,960	363,063			
100		312,363	363,466			
101		312,565	363,970			
102		312,867	364,373			
103		313,170	364,777			
104		313,472	365,180			
105		313,674	365,684			
106		313,976	366,087			
107		314,278	366,389			
108		314,581	366,692			
109		314,782	367,095			
110		315,085				
111		315,488				
112		315,790				
113		315,992				
114		316,193				
115		316,496				
116		316,899				
117		317,101				
118		317,302				
119		317,605				
120		317,907				
121		318,209				
122		318,411				
123		318,713				
124		319,016				
125		319,318				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額 円 201,892	基 準 給料月額 円 229,611	基 準 給料月額 円 271,642	基 準 給料月額 円 292,406	基 準 給料月額 円 308,130	基 準 給料月額 円 334,538

備考 この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の事務職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	202,597	241,706	276,581	295,631	328,894
	2	204,714	243,016	277,387	296,438	330,305
	3	206,831	244,327	278,093	297,143	331,716
	4	208,948	245,637	278,899	297,849	333,127
	5	210,963	246,846	279,706	298,554	334,538
	6	212,979	247,955	280,512	299,260	336,151
	7	214,995	248,963	281,318	299,965	337,663
	8	216,810	249,870	282,024	300,671	339,175
	9	218,624	250,979	282,729	301,477	340,586
	10	220,539	252,088	283,536	302,183	342,199
	11	222,454	253,197	284,342	302,989	343,710
	12	224,571	254,406	285,149	303,594	345,222
	13	226,284	255,616	285,955	304,199	346,634
	14	228,300	256,825	286,761	305,308	348,246
	15	230,518	258,035	287,467	306,416	349,758
	16	232,634	259,143	288,273	307,626	351,270
	17	234,751	260,151	289,080	308,735	352,782
	18	235,860	261,159	289,886	309,944	354,395
	19	236,868	262,268	290,692	311,053	356,007
	20	237,976	263,276	291,398	312,262	357,519
	21	239,085	264,385	292,204	313,472	358,830
	22	239,892	265,292	293,111	314,681	360,342
	23	240,799	266,098	294,019	315,891	361,854
	24	241,605	266,905	294,724	317,000	363,365
	25	242,512	267,711	295,430	318,209	364,777
	26	243,419	268,517	296,337	319,419	366,289
	27	244,327	269,324	297,244	320,528	367,800
	28	245,234	270,130	297,950	321,737	369,212
	29	246,040	270,836	298,756	322,947	370,623
	30	246,846	271,642	299,764	324,156	372,235
	31	247,552	272,448	300,671	325,366	373,647
	32	248,358	273,255	301,679	326,575	375,158
	33	249,061	274,061	302,687	327,684	376,368
	34	249,669	274,867	303,796	328,793	377,477
	35	250,374	275,472	304,804	330,002	378,686
	36	251,080	276,279	305,711	331,212	379,795

	37	251,785	277,186	306,719	332,421	380,803
	38	252,390	277,992	307,727	333,631	381,609
	39	252,995	278,798	308,735	334,941	382,517
	40	253,600	279,504	309,743	336,151	383,625
	41	254,204	280,210	310,650	337,058	384,633
	42	254,809	281,016	311,859	338,268	385,641
	43	255,414	281,822	312,968	339,477	386,649
	44	255,918	282,528	314,077	340,687	387,556
	45	256,321	283,233	315,085	341,594	388,363
	46	256,926	284,040	316,193	342,602	389,169
	47	257,329	284,846	317,302	343,610	390,076
	48	257,732	285,552	318,310	344,517	390,883
	49	258,135	286,257	319,419	345,424	391,386
	50	258,639	286,963	320,427	346,331	392,193
	51	259,143	287,568	321,536	347,339	392,999
	52	259,647	288,273	322,644	348,246	393,806
	53	259,950	288,979	323,652	348,750	394,209
	54	260,252	289,584	324,660	349,657	394,914
	55	260,555	290,289	325,668	350,363	395,620
定年前	56	260,857	290,894	326,676	351,270	396,225
再任用	57	261,159	291,599	327,583	351,976	396,628
短時間	58	261,462	292,305	328,591	352,278	397,132
勤務職	59	261,764	293,011	329,599	352,681	397,737
員以外	60	262,067	293,615	330,506	353,286	398,341
の職員	61	262,369	294,119	331,413	353,891	398,745
	62	262,671	294,724	332,119	354,596	399,248
	63	262,974	295,430	332,825	355,302	399,752
	64	263,276	296,034	333,429	355,907	400,256
	65	263,578	296,538	334,034	356,612	400,861
	66	263,881	297,143	334,740	357,116	401,365
	67	264,183	297,849	335,344	357,721	401,970
	68	264,486	298,453	335,949	358,326	402,575
	69	264,788	299,058	336,554	358,628	403,079
	70	265,090	299,663	336,756	359,132	403,583
	71	265,393	300,268	337,159	359,535	403,986
	72	265,594	300,873	337,663	360,039	404,389
	73	265,796	301,477	338,268	360,543	404,691
	74	266,098	301,981	338,771	361,047	405,195
	75	266,401	302,385	339,275	361,551	405,599
	76	266,602	302,788	339,679	361,954	406,002
	77	266,804	303,090	340,283	362,257	406,405
	78	267,106	303,392	340,787	362,559	
	79	267,409	303,594	341,191	362,761	
	80	267,610	303,896	341,695	363,063	

81	267,812	304,199	342,199	363,567	
82	268,114	304,400	342,501	363,869	
83	268,417	304,703	342,703	364,172	
84	268,618	305,005	343,005	364,474	
85	268,820	305,207	343,408	364,877	
86		305,408	343,811	365,180	
87		305,610	344,114	365,482	
88		305,812	344,416	365,785	
89		306,215	344,718	366,188	
90		306,416	344,920	366,490	
91		306,618	345,323	366,692	
92		306,819	345,626	366,994	
93		307,223	345,827	367,296	
94		307,424	346,130	367,700	
95		307,626	346,432	368,103	
96		307,928	346,634	368,506	
97		308,231	346,835	369,010	
98		308,432	347,137	369,413	
99		308,634	347,440	369,816	
100		308,936	347,641	370,220	
101		309,239	347,843	370,724	
102		309,440	348,045		
103		309,642	348,448		
104		309,944	348,649		
105		310,247	348,851		
106			349,153		
107			349,557		
108			349,960		
109			350,161		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 202,900	円 229,711	円 259,345	円 273,456	円 300,167

備考 この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに共同調理場の学校栄養職員に適用する。

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第二号中「五万四千八百円」を「六万八百万円」に改め、同条第三項中「次項」を「第五項」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「自動車等」の下に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「による通勤手当」の下に「及び当該月に支給することが困難な通勤手当として教育委員会規則で定めるもの」を加え、「最初の月の」を「その」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び」を「」に、「」の「」を「」及び前項第一号に定める額の」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が教育委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第一号及び第八項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（教育委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金の相当する額として教育委員会規則で定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前二項の規定による額

第二十二条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に改める。

第二十三条第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十六条第二項第二号、第十七条の三第二項、第二十一条第二項及び別表第一から別表第三までの規定は令和七年四月一日から、改正後の条例第二十二条第二項及び第三項並びに第二十三条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

（へき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

3 改正後の条例第十七条の三第二項の規定は、令和四年四月二日から令和七年三月三十一日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員となって市町村立学校職員の給与等に関する条例第十七条の二第一項に規定するへき地学校等又は特別の地域に所在する学校及び共同調理場に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号）附則第十三項に規定する暫定再任用職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員にも適用する。

（給与の内払）

4 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（その他の経過措置の教育委員会規則への委任）

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

令和七年十一月 日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理由

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の給料月額、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額を改定するとともに、採用時からのへき地手当に準ずる手当を支給するほか、駐車場等を利用する職員に駐車場等に係る通勤手当を支給する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の給料月額、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額を改定するとともに、採用時からのへき地手当に準ずる手当を支給するほか、駐車場等を利用する職員に駐車場等に係る通勤手当を支給する等の必要がある。

2 改正内容

(1) 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年秋田県条例第59号）の一部改正（第1条による改正）

- ① 同一の距離を通勤する自動車使用者に対する通勤手当と自動車以外の交通の用具使用者に対する同手当を同額とするとともに、交通の用具使用者に対する通勤手当の上限額を54,800円（現行51,400円）に引き上げることとする。（第16条関係）
- ② へき地手当に準ずる手当の支給対象に、新たに給料表の適用を受ける職員となりへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員を追加することとする。（第17条の3関係）
- ③ 勤務1回に係る宿日直手当の上限額を次のとおり引き上げるとともに、今後実施が見込まれない管理又は監督の業務その他の特殊な業務（寄宿舎の舎監業務）に係る宿日直手当を廃止することとする。（第21条関係）

区 分	改正前	改正後
通常の宿日直勤務	4,400円	4,700円
勤務時間が通常の2分の1の日の退 時から引き継ぐ場合	6,600円	7,050円
管理又は監督の業務その他特殊な業務を 主とする宿日直勤務	6,100円	廃止
勤務時間が通常の2分の1の日の退 庁時から引き継ぐ場合	9,150円	廃止

- ④ 令和7年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおり引き上げることとする。（第22条関係）

職員の区分	改正前	改正後
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	125/100	127.5/100
定年前再任用短時間勤務職員	70/100	72.5/100

- ⑤ 令和7年12月に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおり引き上げることとする。（第23条関係）

職員の区分	改正前	改正後
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	105/100	107.5/100
定年前再任用短時間勤務職員	50/100	52.5/100

- ⑥ 職員に係る給料表の給料月額を引き上げることとする。（別表第1～別表第3関係）

- ⑦ その他所要の規定の整理を行うこととする。

- (2) 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第2条による改正）

- ① 交通の用具使用者に対する通勤手当の上限額を60,800円（改正前54,800円）に引き上げることとする。（第16条関係）

- ② 通勤手当について、交通の用具使用者又は交通機関等と交通の用具の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等で教育委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの料金の相当する額として教育委員会規則で定める額を支給することとする。（第16条関係）

- ③ 1か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通の用具に係る通勤手当の額、特別急行列車等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の上限を150,000円とすることとする。（第16条関係）

- ④ 支給単位期間に係る最初の月に支給することが困難な通勤手当として教育委員会規則で定めるものについて、その月の翌月に支給できるようにすることとする。（第16条関係）

- ⑤ 令和8年6月以降に支給する期末手当の支給割合を次のとおり引き下げることとする。（第22条関係）

職員の区分	改正前	改正後

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	127.5/100	126.25/100
定年前再任用短時間勤務職員	72.5/100	71.25/100

※参考（（ ）内は令和7年度）

職員の区分	支給割合	
	6月	12月
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	126.25/100 (125/100)	126.25/100 (127.5/100)
定年前再任用短時間勤務職員	71.25/100 (70/100)	71.25/100 (72.5/100)

⑥ 令和8年6月以降に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおり引き下げる
こととする。（第23条関係）

職員の区分	改正前	改正後
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	107.5/100	106.25/100
定年前再任用短時間勤務職員	52.5/100	51.25/100

※参考（（ ）内は令和7年度）

職員の区分	支給割合	
	6月	12月
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	106.25/100 (105/100)	106.25/100 (107.5/100)
定年前再任用短時間勤務職員	51.25/100 (50/100)	51.25/100 (52.5/100)

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、2(2)は、令和8年4月1日から施行することとする。
- (2) 2(1)①から③まで及び⑥は令和7年4月1日から、2(1)④及び⑤は同年12月1日から適用することとする。
- (3) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

議案第 号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例案

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第一条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年秋田県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条」を「第三条第一項及び第八条」に改める。

第三条第一項中「教頭を」を「教頭並びに指導改善研修被認定者(法第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者をいう。第六条第二項において同じ。)」を「百分の四(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第一項第一号に該当すると教育委員会が認める義務教育諸学校等の教育職員(校長、副校長、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員を除く。))にあつては、人事委員会規則で定める割合)」を「百分の十」に改める。

第六条第一項中「教育職員」の下に「(管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。)」を加え、同条第二項中「教育職員」の下に「(指導改善研修被認定者を除く。)」を加える。

第七条第二項第一号中「前項第一号(一)」を「前項第一号」に、「被害」を「同号(一)に掲げる業務のうち、被害」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八

令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで

百分の九

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の三の四第一項中「には」を「には、その分掌する次に掲げる校務の種類に応じて」に改め、同項に次の各号を加える。

一 学級(県立の中学校及び高等学校の学級に限り、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一条第二項又は第三項に規定する特別支援学級を除く。)を担任する校務

二 前号に掲げる校務以外の校務

第二十三条の三の四第二項中「八千円」を「八千六百円(前項第二号に掲げる校務を分掌する場合にあつては、五千六百円)」に改める。

別表第四の備考2中「、この表の額に7,700円」を「この表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に3,800円」に改め、同表2の備考2中「、この表の額に7,500円」を「この表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に4,000円」に改める。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項第二号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項第三号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第二項第四号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第四号の手当の額は従事した日一日につき三百五十円を超えない範囲内、同項第二号」を削り、「同項第三号」を「教育委員会規則」を、「同項第三号の手当の額は業務に従事した日一日につき三百五十円を超えない範囲内で教育委員会規則」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第二十四条の二第一項中「には」を「には、その分掌する次に掲げる校務の種類に応じて」に改め、同項に次の各号を加える。

一 学級(市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の学級に限り、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一条第二項又は第三項に規定する特別支援学級を除く。)を担任する校務

二 前号に掲げる校務以外の校務

第二十四条の二第二項中「八千円」を「八千六百元（前項第二号に掲げる校務を分掌する場合にあつては、五千六百元）」に改める。
別表第一の備考2中「、この表の額に7,500円」を「この表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員の給料月額はこの表の額に4,000円」に改め、同表2の備考2中「、この表の額に7,700円」を「この表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員の給料月額はこの表の額に3,800円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十一月 日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

国における義務教育費国庫負担金の見直しに鑑み、教職調整額の支給割合を引き上げるとともに、義務教育等教員特別手当の支給に関し所要の規定の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
等の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

国における義務教育費国庫負担金の見直しに鑑み、教職調整額の支給割合を引き上げるとともに、義務教育等教員特別手当の支給に関し所要の規定の整備を行う等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年秋田県条例第66号）の一部改正（第1条による改正）
- ① 教職調整額の支給対象から指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。）を除外するとともに、教職調整額の支給割合を100分の10（現行100分の4）に引き上げることとする。（第3条関係）
 - ② 学校の管理下で行う緊急業務のうち、次に掲げる業務に係る教員特殊業務手当の日額を8,000円（現行7,500円）に引き上げることとする。（第7条関係）
 - ア 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
 - イ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務
 - ③ ①の教職調整額の支給割合は、令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間、段階的に引き上げることとする。（附則第2項関係）
 - ④ その他所要の規定の整理を行うこととする。
- (2) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）の一部改正（第2条による改正）
- ① 義務教育等教員特別手当を次に掲げる校務の種類に応じて支給することとし、その支給限度額を月額8,600円（イに掲げる校務を分掌する場合にあっては、5,600円）とすることとする。（第23条の3の4関係）
 - ア 学級（県立の中学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する校務
 - イ アに掲げる校務以外の校務
 - ② 教育職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職

員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を算出する際に加算する額を
11,500円（現行7,700円）に引き上げるとともに、その職務の
級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を算出する際
に3,800円を加算することとする。（別表第4関係）

- ③ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員
で人事委員会規則で定めるものの給料月額を算出する際に加算する額を
11,500円（現行7,500円）に引き上げるとともに、その職務の
級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を算出する際
に4,000円を加算することとする。（別表第4関係）

- (3) 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年秋田県条例第59号）
の一部改正（第3条による改正）

- ① 多学年学級担当手当を廃止することとする。（第17条関係）

- ② 義務教育等教員特別手当を次に掲げる校務の種類に応じて支給することと
し、その支給限度額を月額8,600円（イに掲げる校務を分掌する場合に
あっては、5,600円）とすることとする。（第24条の2関係）

ア 学級（市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の学級に限り、特別
支援学級を除く。）を担任する校務

イ アに掲げる校務以外の校務

- ③ 教育職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員
の給料月額を算出する際に加算する額を11,500円（現行7,500
円）に引き上げるとともに、その職務の級が4級である職員の給料月額を算
出する際に4,000円を加算することとする。（別表第1関係）

- ④ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員
の給料月額を算出する際に加算する額を11,500円（現行7,700
円）に引き上げるとともに、その職務の級が4級である職員の給料月額を算
出する際に3,800円を加算することとする。（別表第1関係）

- ⑤ その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、令和8年1月1日から施行することとする。

議案第 号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和五十八年秋田県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の教育長の給与及び旅費等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の教育長の給与及び旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和七年十一月 日提出

秋田県知事 鈴木健太

理 由

一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

(1) 教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和58年秋田県条例第17号）の一部改正（第1条による改正）

令和7年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の175（現行100分の170）に引き上げることとする。（第3条関係）

(2) 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第2条による改正）

令和8年6月以降に支給する期末手当の支給割合を100分の172.5（改正前100分の175）に引き下げることとする。（第3条関係）

※参考

支給月	令和7年度の支給割合	令和8年度の支給割合
6月	170/100	172.5/100
12月	175/100	172.5/100
年間支給割合	345/100	345/100

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、2(2)は、令和8年4月1日から施行することとする。

(2) 2(1)は、令和7年12月1日から適用することとする。

(3) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

議案第 号

工事請負変更契約の締結について

令和七年六月二十三日に締結した横手高等学校体育館棟建築工事の請負契約について、その一部を次のように改める。

「五 契約金額 一金式拾億七千六百八拾万円」を「五 契約金額 一金式拾億壱千三百壱拾万円」に、「七 工 期

契約締結の日から令和八年十二月十八日まで」を「七 工 期 契約締結の日から令和九年三月十九日まで」に改める。

令和七年十一月 日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

横手高等学校体育館棟建築工事の請負変更契約を締結しようとするものであるが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(昭和三十九年秋田県条例第三十二号) 第二条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(参 考)

令和七年六月二十三日に契約を締結した事項

一 工 事 名 横手高等学校体育館棟建築工事

二 工 事 箇 所 横手市陸成地内

三 工 事 概 要 別紙工事概要のとおり

四 執 行 方 法 条件付き一般競争入札

五 契 約 金 額 一金式拾億七千六百八拾万円

六 契 約 の 相 手 方 横手市大町五番十九号

伊藤・大和・創和特定建設工事共同企業体

代表者 伊藤建設工業株式会社

代表取締役 中 村 清 昭

七 工 期 契約締結の日から令和八年十二月十八日まで

<p>体 育 館 棟</p>	<p>区 分</p>	
<p>地 鉄 上 二 骨 階 建 造</p>	<p>構 造</p>	<p>工 事</p>
<p>延 建 べ 築 面 面 積 積 三、 八四〇平方メートル</p>	<p>工 事 内 容</p>	<p>概 要</p>

令和7年度12月補正予算の概要

1 教育委員会関係補正予算の規模

現 計 予 算 額	1, 0 5 3 億 7, 9 1 0 万 3 千円
今 回 補 正 額	2 2 億 1, 2 9 4 万 1 千円
補 正 後 の 予 算 額	1, 0 7 5 億 9, 2 0 4 万 4 千円

2 補正予算の主な内容

(単位:千円)

(1) 給与費補正

○〔教職員給与課〕給与費補正（正職員・臨時講師）

人事委員会勧告による給料月額等の改定及び実績見込みにより給与費を補正する。

・ 教 育 総 務 費	21,620	(⊖ 21,620)	
・ 小 学 校 費	704,696	(⊕ 199,519 ⊖ 505,177)	
・ 中 学 校 費	526,304	(⊕ 149,165 ⊖ 377,139)	
・ 高 等 学 校 費	652,899	(⊖ 652,899)	
・ 特 別 支 援 学 校 費	139,950	(⊕ 27,191 ⊖ 112,759)	
・ 社 会 教 育 費	77,780	(⊖ 77,780)	
・ 保 健 体 育 費	1,000	(⊖ 1,000)	
合 計	2,124,249	(⊕ 375,875 ⊖ 1,748,374)	

○給与費補正（会計年度任用職員）

正職員の例によることとしている月例給、期末手当・勤勉手当、旅費（費用弁償）の改定及び実績見込みにより、会計年度任用職員給与費を補正する。

・ 総 務 課	592	(⊕ 1 ⊖ 591)	
・ 施 設 整 備 室	212	(⊕ 1 ⊖ 211)	
・ 教 職 員 給 与 課	1,159	(⊕ 5 ⊖ 1,154)	
・ 幼 保 推 進 課	1,378	(⊖ 1,378)	
・ 義 務 教 育 課	4,561	(⊖ 4,561)	
・ 高 校 教 育 課	43,680	(⊖ 43,680)	
・ 高 総 文 祭 推 進 室	211	(⊕ 1 ⊖ 210)	
・ 特 別 支 援 教 育 課	22,775	(⊖ 22,775)	
・ 生 涯 学 習 課	8,373	(⊖ 8,373)	
・ 文 化 財 保 護 室	1,516	(⊕ 362 ⊕ 407 ⊖ 747)	
・ 保 健 体 育 課	194	(⊕ 1 ⊖ 193)	
・ 福 利 課	191	(⊖ 191)	
合 計	84,842	(⊕ 362 ⊕ 416 ⊖ 84,064)	

(2) 生涯学習課

美術品取得事業 3,850

本県の美術品収集方針に基づき、美術品取得基金の取崩しにより、近代美術館等に展示する美術品を取得し、広く県民に公開するとともに調査研究に活用する。

【購入予定作品】

① 福田 豊四郎	「山みのる秋」	評価額	250,000円
② 蓑虫 山人	「高砂之図」	評価額	100,000円
③ 平福 穂庵	「蝦夷風俗」	評価額	3,500,000円

(3) 債務負担行為補正

○〔総務課施設整備室〕栗田支援学校整備事業

小学部棟工事に伴い仮設校舎を賃貸借する経費について、限度額を設定する。

- ・設定期間 令和8～10年度
- ・債務負担行為限度額 506,000千円
(令和8年度 189,750千円 令和9年度 189,750千円 令和10年度 126,500千円)

○〔高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室〕

全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業

令和8年度に実施する本大会の総合開会式及びパレード等の経費について、限度額を設定する。

- ・実施内容 総合開会式及びパレードの運営、展示作品保管等管理、竿燈制作、シャトルバス輸送の準備等
- ・設定期間 令和8年度
- ・債務負担行為限度額 138,025千円

○〔生涯学習課〕あきたMuseum機能強化事業

県民に多彩で良質な芸術鑑賞の機会を提供するため、県立美術館、近代美術館、博物館及び農業科学館において開催する特別展の経費について、限度額を設定する。

- ・開催内容 ホキ美術館名品展、親愛なる友フィンセント 動くゴッホ展 等
- ・設定期間 令和8年度
- ・債務負担行為限度額 40,654千円

④ 国庫支出金	(国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等)
⑤ 諸収入	(受託事業収入、費用収入、その他雑入)
⑥ 繰入金	(基金会計からの繰入金)
⑦ 一般財源	

3 補正予算を除く 1 2 月議会提出予定案件

(1) 条例案

- ・市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の給料月額、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額を改定するとともに、採用時からのへき地手当に準ずる手当を支給するほか、駐車場等を利用する職員に駐車場等に係る通勤手当を支給する等の必要がある。

- ・義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例案

国における義務教育費国庫負担金の見直しに鑑み、教職調整額の支給割合を引き上げるとともに、義務教育等教員特別手当の支給に関し所要の規定の整備を行う等の必要がある。

- ・教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。

(2) 工事請負変更契約の締結について

横手高等学校体育館棟建築工事

横手市睦成地内

- ・ 契約金額 2,076,800,000円 → 2,113,100,000円
- ・ 工期 令和8年12月18日 → 令和9年3月19日

令和7年度教育委員会関係補正予算 現計予算との比較

(単位：千円)

【歳出・主管課別】 ※補正予算内容説明書に記載の各課室所管全事業費合計

区分	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
総務課	1,871,782	592	1,872,374
総務課施設整備室	4,687,508	212	4,687,720
教職員給与課	78,753,002	2,125,408	80,878,410
幼保推進課	7,214,525	1,378	7,215,903
義務教育課	2,869,719	4,561	2,874,280
高校教育課	5,840,414	43,680	5,884,094
高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室	112,471	211	112,682
特別支援教育課	1,385,679	22,775	1,408,454
生涯学習課	1,090,359	12,223	1,102,582
生涯学習課文化財保護室	784,376	1,516	785,892
保健体育課	254,143	194	254,337
福利課	515,125	191	515,316
歳 出 合 計	105,379,103	2,212,941	107,592,044

【歳出・目的別】 ※教育委員会所管全事業費を行政目的別に分類

款	項	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
3 民生費		6,872,179	0	6,872,179
	2 児童福祉費	6,872,179		6,872,179
10 教育費		98,488,716	2,212,941	100,701,657
	1 教育総務費	16,678,767	31,010	16,709,777
	2 小学校費	24,714,107	704,696	25,418,803
	3 中学校費	17,485,263	526,304	18,011,567
	4 高等学校費	25,599,560	696,374	26,295,934
	5 特別支援学校費	10,430,101	161,844	10,591,945
	6 社会教育費	3,245,560	91,519	3,337,079
11 災害復旧費		18,208	0	18,208
	4 文教施設災害復旧費	18,208	0	18,208
歳 出 合 計		105,379,103	2,212,941	107,592,044

【歳出・性質別】 ※教育委員会所管全事業費を国が定める支出の性質別に分類

区分	説明	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
人件費	職員給与費、委員、非常勤職員報酬等	81,827,428	2,210,206	84,037,634
物件費	旅費、物品購入費、通信連絡費、委託費、使用料等	4,682,416	1,618	4,684,034
その他行政経費	扶助費 就学奨励費、奨学のための給付金等	2,534,908	△168	2,534,740
	補助費等 市町村・民間団体等への補助金、謝礼金等	10,859,974	38	10,860,012
	積立金 基金会計への積立金	18,211		18,211
	貸付金 貸付金	504	168	672
	小計		13,413,597	38
維持補修費	県有施設(教育機関、県立学校等)の維持補修費	121,651		121,651
補助投資事業費	国庫補助を伴う施設整備費又は施設整備費補助金等	797,687	1,079	798,766
単独投資事業	県単独の施設整備費又は施設整備費補助金等	4,518,116		4,518,116
災害復旧事業費	施設設備の災害復旧費	18,208		18,208
歳 出 合 計		105,379,103	2,212,941	107,592,044

令和7年

第18回教育委員会会議

議案第40号

秋田県教育委員会

議案第40号

条例案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第4項の規定により、令和7年11月25日付け議事-595により意見を求められていた次の条例案について、原案のとおり同意する。

議案第222号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

令和7年11月25日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理 由

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年条例第59号）のうち、市町村が処理する事務に係る規定を改める条例案について、秋田県議会から意見を求められている。これが、この議案を提出する理由である。

議事 ー 595
令和7年11月25日

秋田県教育委員会
教育長 安田浩幸 様

秋田県議会議長 工藤嘉範

条例案に対する意見聴取について

知事から提出された次の条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

なお、議事運営の関係上、11月28日までに御回答くださるようお願いいたします。

議案第222号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

担当 議会事務局議事調査課 須藤（内線2121）

○令和七年秋田県議会十二月議会で改正予定

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正

<p style="text-align: center;">新</p>	<p>(事務処理の特例) 第三十二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条 第一項の規定により、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任 手当、へき地手当に準ずる手当及び寒冷地手当の支給等に係る事 務のうち教育委員会規則に基づく事務であつて別に教育委員会規 則で定めるものは、市町村が処理することとする。</p>
<p style="text-align: center;">旧</p>	<p>(事務処理の特例) 第三十二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条 第一項の規定により、次に掲げる事務 は、市町村が処理することとする。 一 第十五条第一項の規定による扶養手当に係る届出の受理 二 第十五条第三項の規定による扶養手当の支給額の改定 三 前二号に掲げるもののほか、扶養手当、住居手当、通勤手 当、単身赴任手当、へき地手当に準ずる手当及び寒冷地手当の 支給等に係る事務のうち教育委員会規則に基づく事務であつて 別に教育委員会規則で定めるもの。</p>

(参考条文)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第5章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による協議を受けたときは、当該市町村委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。ただし、第二十三条第一項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、当該市町村が処理し又は処理することとする事務の全てを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。

4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。

5～ 略